

包括連携に関する協定 締結式



宇陀市



大和信用金庫

日時：令和2年9月18日（金）
13：30～

場所：宇陀市役所 大会議室

宇陀市と大和信用金庫との包括連携に関する協定 締結式・合同記者会見

日時：令和2年9月18日（金）

13：30～14：00

場所：宇陀市役所 4階 大会議室

次 第

- 1 締結式の開会
- 2 出席者紹介
- 3 協定趣旨説明
- 4 宇陀市長 金剛一智 あいさつ
- 5 大和信用金庫 理事長 森川 善隆 あいさつ
- 6 協定書署名（金剛宇陀市長・大和信用金庫理事長）
- 7 質疑応答
- 8 写真撮影

宇陀市と大和信用金庫との包括連携に関する協定書

宇陀市（以下「甲」という。）と大和信用金庫（以下「乙」という。）とは、双方の持つ資源の有効活用と綿密な相互連携によってまち・ひと・しごとを創生し、もって宇陀市の発展に寄与することを目指すため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、双方の持つ資源の有効活用と綿密な相互連携によってまち・ひと・しごとを創生し、もって宇陀市の発展に寄与することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める宇陀市総合計画で目指す「まちの姿」の実現に向けて連携する。

- (1) 健幸なまち
- (2) 暮らしやすいまち
- (3) 活力あるまち
- (4) 生涯輝くまち
- (5) 自然豊かなまち
- (6) 地域力を発揮するまち

2 前項に掲げる連携項目の実施に係る詳細については、双方協議の上、決定するものとし、必要に応じて別途覚書を締結するものとする。

（協定の期間）

第3条 本協定は、双方の署名により発効し、令和3年3月31日まで有効とする。

2 有効期間終了の30日前までに、甲又は乙から、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示もしくは漏洩し、または前文に定める目的以外の目的に利用してはならない。

ただし、以下の事項は除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- (2) 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの

- (3) 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したものの
- (4) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの
- 2 甲及び乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(変更及び解除)

第5条 甲及び乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力)

第6条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月18日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市

宇陀市長

乙 奈良県桜井市大字桜井281番地の11

大和信用金庫

理事長